

船橋市立二宮小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・学校教育目標の一つである「思いやりのある子」を受け、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を育てるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止に資する児童の活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、学級活動、道徳の充実を図る。

＜低学年＞学級内、学年内、他学年との交流を通して、児童が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。

＜中学年＞学級の活動を通して仲間の助け合いを体験させ、良い人間関係を作る。道徳でいじめ防止の重要性に関する理解を深める。

＜高学年＞部活動や休み時間を活用し、運動・スポーツ・読書などでストレスを発散させる場を設ける。

②早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。
- ・児童対象いじめアンケート調査年3回（7月・12月・2月）※調査後は面談を実施
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・教育相談日の充実を図る。

＜低学年＞日常生活において児童の様子を見守り、複数の教員で的確に関わると共に教員相互に情報交換を行って、児童の実態を把握する。

＜中学年＞子どもとのコミュニケーションをよくとり、良いことも悪いことも教師に話せる雰囲気作りをする。

＜高学年＞休み時間や放課後の会話の中で、教師同士で情報交換をすると共に、教員と児童との会話から実態を把握する。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質の向上を図る。

④インターネット、SNSを通じて行われるいじめに対する対策

・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットやSNSを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット、SNSを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を開く。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

・いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

＜構成員＞校長、教頭、教務、いじめ防止対策主任（道徳教育推進教師）生徒指導主任
学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭

＜活動＞①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査・教育相談等）

②いじめ防止に関すること

③いじめ事案に対する対応に関すること

④いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深めること

＜開催＞月1回を定例会（生徒指導部会内「いじめ防止対策委員会」）とする。

また、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

②いじめに対する措置

・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。